

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業者の指定等に関する要綱

(平成二十七年四月一日箕面市訓令第十四号)

改正 平成二十九年三月三十一日箕面市訓令第十六号

改正 平成三十年三月二十三日箕面市訓令第五号

改正 令和二年三月九日箕面市訓令第四号

改正 令和三年三月十九日箕面市訓令第十七号

改正 令和六年三月二十九日箕面市訓令第三十三号

(趣旨)

第一条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う法第百十条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。以下「指定事業者」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定事業者の指定)

第二条 法第百十五条の四十五の五第一項の申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和五年厚生労働省告示第百三十一号。以下「様式告示」という。)別紙様式第三号(四)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請をした者(以下「申請者」という。)について指定事業者の指定の適否を審査するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしないものとする。

一 申請者が、法第百十五条の四十五の九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、法第百十五条の四十五の九の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「法施行規則」という。）第四百十条の六十二の三第二項第四号の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 申請者が、法第百十五条の四十五の七第一項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果に基づき法第百十五条の四十五の九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞の期日として通知した当該期日までの間に、法施行規則第四百十条の六十二の三第二項第四号の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

四 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

五 申請者が、前号までのいずれかに該当する者と密接な関係を有すると認められるとき。

3 市長は、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域外にある場合（当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。）に本市の区域を含まない場合に限る。）は、当該事業所の利用者に住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者が含まれており、かつ、次のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をすることができる。

一 当該事業所が、その所在する市町村（特別区を含む。）から指定事業者の指定（当該市町村の指定基準が本市が定める指定基準と同等以上

である場合に限る。)を受けているとき。

二 当該事業所の利用者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者で、住民基本台帳事務処理要領（昭和四十二年自治振第百五十号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく支援措置（以下この号において「支援措置」という。）を受けているもの

ロ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十号）第七条第一項に規定するストーカー行為等の相手方で、支援措置を受けているもの

ハ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待を受けた者で、支援措置を受けているもの

ニ その他イからハまでに掲げる者に準ずるものとして市長が認める者

4 市長は、指定事業者の指定によって箕面市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じると認められる場合は、指定事業者の指定をしないことができる。

5 市長は、前三項の規定により審査した結果、指定事業者の指定をするときは事業者指定通知書（様式第一号）により、指定事業者の指定をしないときは事業者不指定通知書（様式第二号）により、申請者に通知するものとする。

6 前項の規定による指定事業者の指定の有効期間は、六年間とする。
（指定事業者の指定の更新）

第三条 法第十五条の四十五の六第一項の更新の申請は、様式告示別紙様式第三号(五)により行うものとする。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。この場合において、同条第五項中「事業者指定通知書(様式第一号)」とあるのは「事業者指定更新通知書(様式第三号)」と読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第四条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第三号(一)により、事業の廃止及び休止に係るものにあつては様式告示別紙様式第三号(三)により、休止した事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第三号(二)により行うものとする。

2 指定の申請事項の変更があつたとき、又は休止した事業を再開したときは、十日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、指定の更新の申請事項に変更があつた場合について準用する。

(指定の取消し等)

第五条 市長は、法第十五条の四十五の九の規定により、指定事業者の指定を取り消したときは事業者指定取消通知書(様式第四号)により、期間を定めてその指定事業者の指定の全部又は一部の効力を停止したときは事業者効力停止通知書(様式第五号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第六条 市長は、第二条から前条までの各規定による指定、指定の更新若しくは指定の取消し等又は変更の届出等の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報の

うち、次に掲げる事項を公表するとともに、大阪府、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者、その主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 指定年月日、指定更新年月日又は指定取消年月日
- 四 事業開始年月日又は事業終了年月日
- 五 運営規程
- 六 介護保険事業所番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める情報

(委任)

第七条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年箕面市訓令第十六号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成三十年箕面市訓令第五号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に指定事業者の指定を受けている者の当該指定の有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年箕面市訓令第四号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の箕面市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業者の指定等に関する要綱の規定によりされた申請は、この要綱による改正後の箕面市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業者の指定等に関する要綱の規定によりされた申請とみなす。

3 この要綱の施行の際、現に指定事業者の指定の更新に関してなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の際、改正前の様式第一号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和三年箕面市訓令第十七号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の様式第一号、様式第二号の三、様式第三号及び様式第四号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和六年箕面市訓令第三十三号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の様式により行われた申請又は届出については、改正後の様式により行われた申請又は届出とみなす。